

○宇城市競争契約入札事務処理要綱

平成17年1月15日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、宇城市が行う競争契約入札事務に関しその事務の取扱いを定めるものとする。

(建設工事及び建設コンサルタント業務等)

第2条 建設工事及び建設コンサルタント業務等委託に係る宇城市競争契約入札事務(以下「入札事務」という。)については、次により処理するものとする。

(1) 入札の回数について

入札の回数は2回とする。ただし、予定価格を入札執行前に公表した場合においては、入札の回数を1回とする。

(2) 落札者がない場合の取扱い

入札を行った結果落札者がない場合は、入札を打ち切るものとする。

(3) 入札を打ち切った場合の取扱い

ア 入札を行った結果、入札書比較価格の制限に達せず落札者がない場合は、直ちにその旨を関係事業課(係)に連絡し、関係書類を返戻するものとする。

関係事業課(係)は、前期書類の送付を受けたときは、当該工事の施行方法の妥当性、設計書及び仕様書等についての違算誤算の有無を調査検討し、次により処理するものとする。

(ア) 妥当であるときは、当該工事の指名業者について指名替えの内申を行い再度の指名競争入札の手続をとるものとする。

(イ) 妥当でないときは、ただちに設計書及び仕様書等を修正し、原則として指名業者については変更することなく、新たに指名競争入札の手続をとるものとする。

イ 指名競争入札を行った結果、全員失格となったものの取扱いについては、アの定めるところに準じて取り扱うものとする。

(物品調達及び業務委託(建設工事関係を除く。))等)

第3条 物品調達及び業務委託(建設工事関係を除く。)等の契約に係る入札事務については、次により処理するものとする。

(1) 入札の回数について

入札の回数は、2回までとする。

(2) 落札者がない場合の取扱い

入札を2回行った結果、落札者がない場合は、次により処理し随意契約できるものとする。

ア 入札書比較価格と最低の入札価格の差及び最低の価格で入札した者(以下「最低入札者」という。)の契約締結意思等を勘案し、入札執行責任者が随意契約できると認めるときは、最低入札者から見積書を提出させることができる。

イ 入札執行責任者が随意契約できないと認めるときは、最低入札者に対し積算書、仕様書等について疑義の有無を確認し、疑義の説明を求められたときは、次により処理するものとする。

(ア) 最低入札者に対する疑義の説明は、関係課(係)においてしなければならない。

(イ) 関係課(係)は、(ア)において説明を行った結果、最低入札者が随意契約をすると認められ

るときは、関係書類を契約担当者に送付しなければならない。

(ウ) 契約担当者は、(イ)により関係書類の送付を受けた場合は、最低入札者から見積書を提出させることができる。

ウ ア及びイの(ウ)による見積書の提出回数は、1回とする。

(3) 契約できなくなった場合の取扱い

(2)のイにおいて最低入札者に疑義がないとき、(2)のイの(イ)において最低入札者が随意契約をすると認められないとき、又は(2)のウによる見積書提出の結果、入札書比較価格の制限の範囲に達せず随意契約できなかったときは、直ちにその旨を関係課(係)に連絡し、関係書類を返戻するものとする。

関係課(係)は、前期書類の送付を受けたときは、当該業務委託等の施行方法の妥当性、積算書、仕様書等についての違算誤算の有無を調査検討し、次により処理するものとする。

ア 妥当であるときは、一般競争入札にあつては再度の広告を行い、指名競争入札にあつては当該業務委託等の指名業者を変更し、再度の入札の手続をとるものとする。

イ 妥当でないときは、直ちに積算書、仕様書等を変更し、一般競争入札にあつては再度の広告を行い、指名競争入札にあつては原則として指名業者について変更することなく、再度の入札の手続をとるものとする。

附 則

この告示は、平成17年1月15日から施行する。

附 則 (平成20年3月11日告示第40号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。